

# 養育費に関する公正証書等の作成費用等を補助します

養育費は、こどもの健やかな成長を支えるために必要な費用です。養育費の確実な受け取りのためには、公正証書等において取決めをすることが大切です。

大田区では、公正証書の作成や家庭裁判所の調停申し立て、ADR※による取決め等に係る経費に対して、補助金を交付します。

※ADRとは、裁判によらず、中立の専門家の仲介の下、話し合いで問題を解決する制度です。

公正証書による取決め 【補助金額の上限】	家庭裁判所の調停・裁判等 による取決め 【補助金額の上限】	ADR（裁判外紛争解決 手続）による取決め 【補助金額の上限】
30,000円	30,000円	50,000円

## 養育費の取決め方法と対象経費、申請に必要な書類

取決め方法	対象経費 ※いずれも養育費に関する経費のみ	必要な書類 ※住民票の写しは省略できる場合があります。事前に申請・問い合わせ先（子育て支援課）へご確認ください。
公正証書 (強制執行認諾条項付きに限る)	<input type="checkbox"/> 公証役場に支払った公証人手数料 ※ 公証人手数料は、算定表の価額によって異なります。	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 公正証書 (強制執行認諾約款付き) <input type="checkbox"/> 公証人手数料の領収書 <input type="checkbox"/> 申請者及びその扶養している子の戸籍謄本または抄本 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し
家庭裁判所の調停	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所の調停申し立てに要する収入印紙代 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等の添付書類の取得経費 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手代	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 裁判所の調停調書や判決書など <input type="checkbox"/> 収入印紙代の領収書またはレシート <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等取得代の領収書またはレシート
家庭裁判所の裁判	<input type="checkbox"/> 家庭裁判所の裁判に要する収入印紙代 <input type="checkbox"/> 戸籍謄本等の添付書類の取得経費 <input type="checkbox"/> 連絡用の郵便切手代	<input type="checkbox"/> 裁判所からの連絡用切手代の領収書またはレシート <input type="checkbox"/> 申請者及びその扶養している子の戸籍謄本または抄本 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し
ADR (裁判外紛争解決手続)	<input type="checkbox"/> 申立手数料 <input type="checkbox"/> 期日手数料 <input type="checkbox"/> 成立手数料	<input type="checkbox"/> 申請書 <input type="checkbox"/> 申立書や契約書の写し <input type="checkbox"/> 補助対象経費のわかる書類 <input type="checkbox"/> 領収書 <input type="checkbox"/> 申請者及びその扶養している子の戸籍謄本または抄本 <input type="checkbox"/> 世帯全員の住民票の写し

## 対象となる方 次の(1)～(5)のすべてに当てはまる方

- (1) 申請日において、大田区内に居住するひとり親世帯の方
- (2) 養育費の取決めに係る経費を負担した方
- (3) 養育費に係る債務名義を有している方  
※公正証書等を作成した日から6ヵ月以内のものに限ります。  
※ADR費用は令和8年4月1日以降に作成された  
申立書等に関するものが助成の対象です。
- (4) 養育費の取決めの対象となる児童を扶養している方
- (5) 過去に当該事業による補助金の交付を受けていない方

※「債務名義」とは、公正証書（強制執行認諾約款付き）、判決書、調定調書、審判書などのことです。

申請書等の  
ダウンロードはこちら



大田区ホームページ

## 補助金申請の流れ

申請前に、必ず申請・問い合わせ先（子育て支援課）へ  
ご連絡（電話・メール等）をお願いします。

### 1 申請書類の提出 ※事前にご予約のうえ、窓口にお越しください。

公正証書等を作成した日から6ヵ月以内に、申請書と必要な添付書類をそろえて、  
大田区子ども未来部子育て支援課（区役所本庁舎3階24番）に申請してください。  
※郵送申請をご希望の方は、下記担当まで事前にご相談ください。

### 2 補助金交付決定

申請書類を審査し、補助金交付の可否について決定し、区から郵送で通知します。

### 3 請求書の提出

交付決定通知を受け取りましたら、請求書を提出してください。  
※区が請求書を受領後、振込みまで最大1ヵ月程度要する場合があります。

## 【申請・問い合わせ先】

### 大田区子育て支援課子育て支援担当

（区役所本庁舎3階24番窓口 / 月～金曜（祝日、年末年始除く）8：30～17：00）

電話：03-5744-1653 FAX：03-5744-1525

メールアドレス：kodomouen@city.ota.tokyo.jp

※相談や申請手続きでご来庁の際は、事前予約をお願いします。

大田区では、「離婚と養育費にかかわる総合相談」  
（事前予約制・定員あり）を年4回開催しています。  
日時・申込方法等は随時HPでお知らせします。



©大田区